

保険相互会社をめぐるエピソード(11)_補論_東亜火災保険相互会社

APRIA の略称で、保険関係者に親しまれている、アジア太平洋リスク・保険学会(Asia-Pacific Risk and Insurance Association)の年次大会が始まった。このような臨場感に溢れる書き始めをするのも、実は、「みちくさ」連載原稿の締め切りを明日(8月1日)なのに、まだ原稿が出来あがっていないからだ。今、会場で原稿を書いている。

昨日、Welcome Reception があったが、開会式は本日(7月31日)の8時30分から始まった。大会委員長の石田成則(関西大学)の開会の辞にはじまり、関西大学の前田学長の歓迎の辞、APRIA 会長の大倉真人(同志社女子大)の開会宣言の後、金融庁長官の栗田照久氏による基調講演があった。

集合写真があった後、定刻の10時15分から共通論題Ⅰが同じ会場でおこなわれた。タイトルは、「プロテクション・ギャップの削減のための保険をめぐるイノベーション」であるが、パネリストの報告内容は、狭い意味でこのテーマに縛られるものではなかった。モデレーターのセント・ジョーンズ大学のジーン・クウォン(W. Jean Kwon)によってパネリテクション・ギャップを埋める保険の役割の重要性などについて報告した。続いて、元NY保険監督官であるライン(Jamese Wrynn)氏が、プロテクション・ギャップを埋めるためのAIの展開などについて報告した。つづいて、台湾政治大学のビル・チャン教授が、ソルベンシー規制について、台湾の現状から問題性を報告した。続いてハンズー・キムが、「プロテクションのギャップ(乖離)なのか、それとも(不一致)なのか?」というテーマで、韓国の事例に即して問題提起した。最後に金融庁の三浦氏が、「金融庁による保険モニタリング」というテーマで、プロテクション・ギャップを意識した保険モニタリングが行われていると報告した。

共通論題Ⅱのテーマは、「少子高齢化社会の課題：介護、年金および金融リテラシー」(藤井洋一郎明治大学准教授)、共通論題Ⅲは、「データサイエンス技術の保険数理/価格付けへの適用について」(大塚忠義早稲田大学教授)、共通論題Ⅳは、「プロテクション・ギャップと地震保険」(柳瀬典由慶応義塾大学教授)である。以上()内は、モデレーター。

ところで、APRIAの年次大会は、共通論題(Plenary session)と個別論題(Concurrent session)に分かれている。共通論題は、大会委員会を中心に企画し、個別論題については会員の研究報告が行われるが、報告するためには、報告論文の要旨を作成して、期日までに提出して、論文査読委員会(Scientific Committee)の査読に必要がある。報告を受理されるためには、論文の内容も重要だが、未完成であってもフルテキストの論文を添付するなど、報告に関する「具体性」が評価される。

筆者は、事情により報告の申し込みをしなかったが、論文査読委員として個別論題報告者の査読を行ったほか、個別論題4Bのモデレーターを拝命している。その昔、本学会の会長を経験させていただいたことから、海外からの古い友人とお会いできるのも楽しみである。

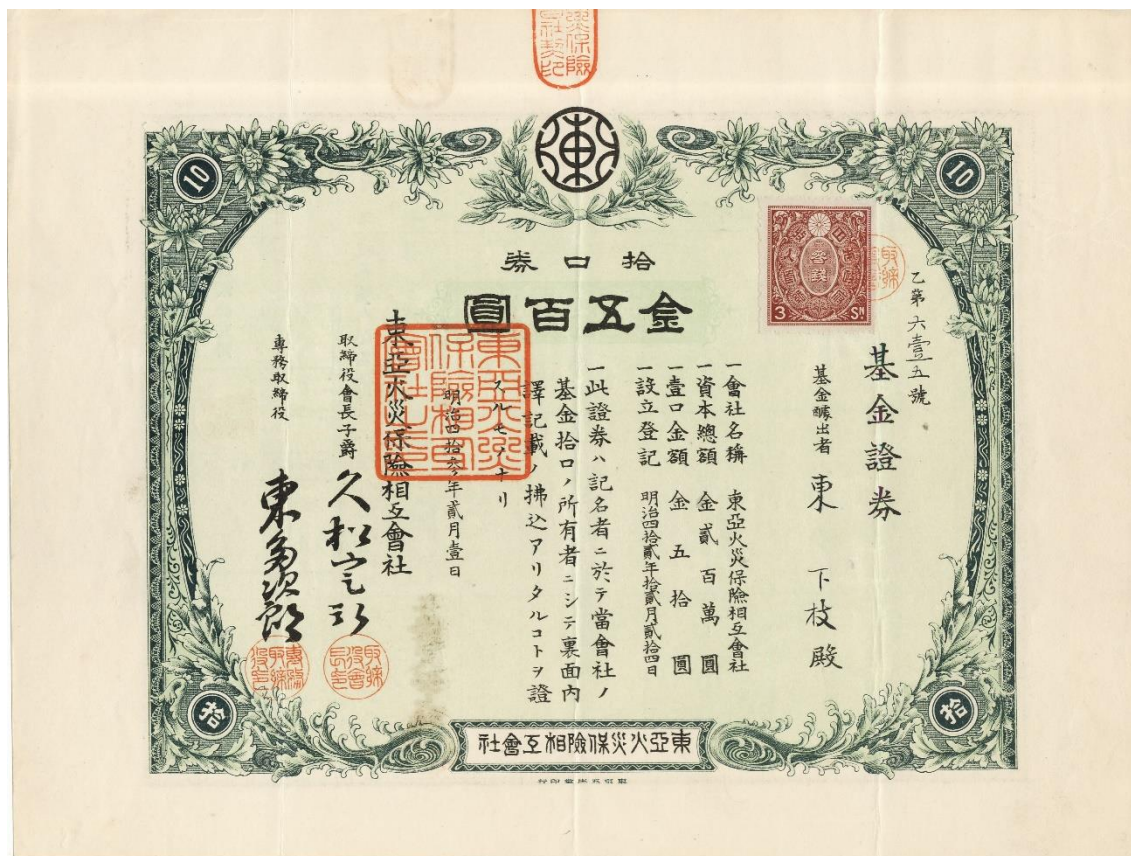
さて、APRIAの実況中継はこのぐらいにして、本題とする。生命保険と比較して、火災

保険を相互会社形態で行う歴史的事例はそれほど多くない。しかしながら、一定の歴史的条件において、相互会社形態が有効である場合がある。たとえば、イギリスの地方物件を対象とした初期火災保険会社には相互会社が多かった。というのは、被保険者を会社の「社員」とすることによって、被保険者の機会主義的行動を防ぐことが有効であったためである。都市と異なり、地方物件は、衆目による監視がなく、また保険会社のモニタリングも難しかったのである。明治火災が設立以前に、相互保険ベースで火災保険を実施したのも、財務基盤を確立するためであるとともに、機会主義的行動を意識したものである可能性がある。

日本では、火災保険会社を相互会社形態で営むという企画が、筆者の知る限り三件あり、一件は設立までに至らず、二件は設までに立に至ったものであった。第一生命の矢野恒太が企画した第一火災（戦後の同名の火災保険会社とは無関係）は、計画書類が残されているが、会社設立に至らなかった。設立に至ったものは、共栄火災と東亜火災の二社である。前者は、戦前の産業組合運動の流れの中で理解する必要がある会社である。さらにその後、株式会社形態に組織転換したことも知られている。もう一社の東亜火災については、知る人は少ないと思われる。第二次大戦中に再保険キャパシティの関係で設立された、東亜火災再保険と名称が似ているが、まったく無関係の会社である。

今回の連載では、東亜火災保険相互会社について紹介することにする。同社は明治42年(1909)に設立され、大正4年(1915)まで存続したが、火災保険市場にはたいした足跡を残していない。画像に掲げた同社の基金拠出の証書は、同社専務取締役の東多次郎の妻の名義のものと思われる。明治43年2月1日に交付されたものであるが、会社設立年月日は明治42年11月24日と記されている(画像1)。また裏面を確認すると、設立に先立つ明治42年8月14日に第1回払込として115円が会社に支払われている(画像2)。同基金証券は、10口500円円である。そこで、払込比率が4分の1の部分払込である。「資本」総額(正確には「基金」総額)は、百万円なので、基金の総口数は20,000口となる。なお名義人の東下枝から半澤吉四郎に対して、明治44年2月4日に証書が承継されたことが裏書されている。被承継人の欄に代人の名があることから、名義人が死亡して証書が承継されたものと推測される。

同社は、営業案内にも記されているように、東京の神田区鍛冶町に本社を置き、大阪の東区博労町に関西支部を置いた(画像3)。また相互会社の利点を説く文書が残っているが、それによれば、契約者(社員)の責任は、払込保険料を限度とするものであった(画像4)。詳しくは、定款が残っているので、とくに記すべき特徴があれば、別稿にて論じたい(画像5)。最後に、当社の役員を記載しておく。取締役会長久松定弘(1857-1913)、専務取締役東多次郎、以下3名取締役、石井虎之介(1951-1933)、鈴木易三(1872-?)、宇佐美敬三郎、取締役(本部常勤)楠正啓、同、中島守利、取締役(支部常勤)河野学一。会長の久松は、貴族院議員であり、ドイツ哲学者でもあった。非常勤取締役の石井と鈴木はともに武相貯蓄銀行の関係者であったが、今のところ、設立の背景にある人的ネットワークは明確ではない。

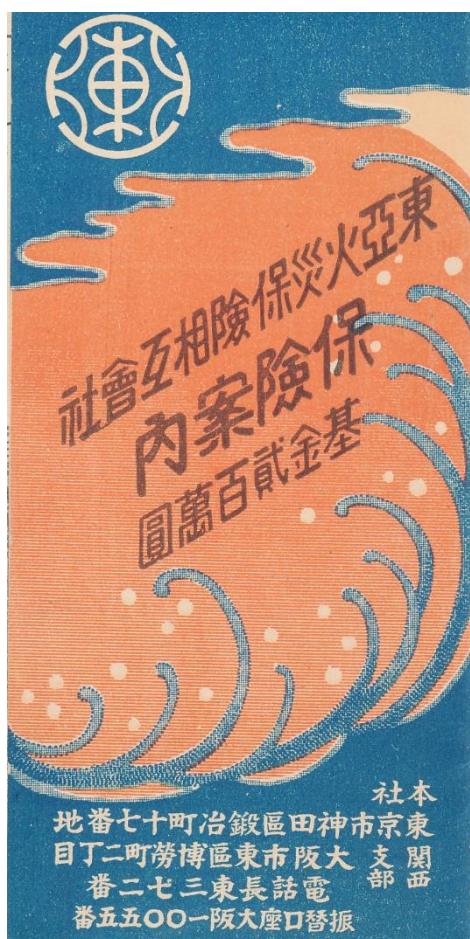


画像1 基金証券

明治 年 月 日

明治 月 日	明治 年	明治 月 日	明治 年	明治 月 日	明治 年	明治 月 日	明治 年	明治 月 日	明治 年	明治 月 日	明治 年	明治 月 日	明治 年	明治 月 日	明治 年	明治 月 日	明治 年	明治 月 日	明治 年	
明治四十四年 八月四日 代理人 能岡 義之助										被承継人記名調印 半澤 吉郎	取締役記名調印 子爵 入道 義之助	第四次 拂込年月日	第四次 拂込金額 證 印	第四次 拂込年月日	第四次 拂込金額 證 印					

画像2 画像1の基金証券の裏面



画像3 東亜火災保険相互会社「保案内」

相互組織の火災保険の勧め

我が東亜火災保険相互会社は日本で類のない火災保険会社です。一塵其特徴を申し上げます。

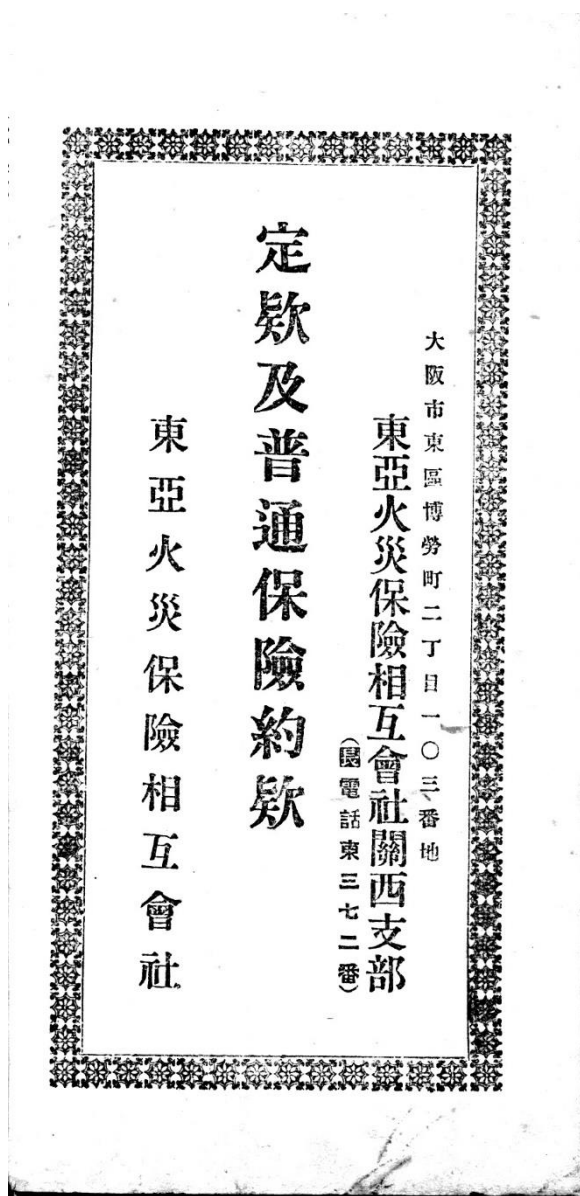
- 一、皆さんが火災保険の契約をわが東亜火災保険相互会社と締結せられまして皆さんは我が会社の社員とされるので従って会社は皆さんの持ちものとなるのです。
(定款第三條を御覧下さい)
- 二、それで保険契約者たる皆さんは御自分の会社ですから其經營に參與する事が出来るのです。
(定款第十九條以下第二十九條を御覧下さい)
- 三、それから会社に出来ました利益金は大部分を保険契約者たる皆さんに配當するのですそれゆへ皆さんが拂込になる保険料は漸次に軽減せられます。
(定款第三十七條以下第四十一條を御覧下さい)
- 四、右のような特別の利益があります。係はらず皆さんの責任は唯だ保険料を仕拂はれる外に例え何なる災害の場合でも壹錢たりとも要らないのです。
(定款第四條を御覧下さい)
- 五、つまり我が会社は營利を目的とすのでなく社員即ち保険契約者相互の利益を保護する目的から成立しましたのです。
- 六、斯る便益ある故に歐米諸國でも相互組織の火災保険會社が段々増加して今日では餘程其數も多くなつて居ります。
- 七、詳しく事は本社の定款及び約款にあります。是非御一覽を願ひます。電話か瑞書で御請求下されば何時でも差上ります。また擔任者をして説明も致します。決して御遠慮には及びませぬ。
- 八、人は平常の用意が大切で火災があつてからいくら騒ぎ立てても取りかへしむつきませぬと思ひ附いた即時に御契約ください。

東亜火災保險相互會社關西支部

大阪府東區堺筋博野町南へ入ル
電話 關東三七一―番
振替口座大阪一〇〇五五番

取締役會長	子爵久松定弘	取締役	鈴木易三
專務取締役	東多次郎	取締役(本駐)	楠正啓
取締役	石井虎之助	取締役(同上)	中島守利
取締役	宇佐美敬三郎	取締役(支駐)	河野學一

画像4 「相互組織お火災保険の勧め」東亜火災保險相互会社



画像5 東亜火災保險相互會社保險「定款及普通保險約款」